

川崎町建設工事等請負業者指名停止等措置要領

川崎町建設工事入札参加業者指名停止要領（平成 10 年 3 月 30 日施行）の全部を改正する。

（目 的）

第 1 条 この要領は、町が発注する工事及びコンサルタント業務等委託業務（以下「町工事等」という。）の円滑かつ適正な施工及び履行を確保するため、町建設工事請負業者等資格審査を経た業者（以下「有資格業者」という。）が、事故、贈賄、談合及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（指名停止）

第 2 条 町長は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、あらかじめ川崎町契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が、指名停止を行ったときは、主管課長（以下「課長等」という。）は、請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第 3 条 町長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第 4 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の

短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間は当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 5 町長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 町長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
 - 7 町長は、第5項により指名停止の期間を変更するとき又は前項により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ選定委員会に諮るものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 三 町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の特例）

第6条 町長は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、当該指名停止の原因となった事案である極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号に定める期間の範囲内で指名停止を行うことができる。

(指名停止の期間の承継)

第7条 指名停止期間中の有資格業者から有資格業者の地位を承継した者は、当該被承継者の指名停止の期間を承継するものとする。

(事故、贈賄、談合及び不正行為等の報告)

第8条 課長等は、所管する工事等について有資格業者が別表各号左欄に掲げる要件に該当すると認めたときは、様式第1号により、速やかに町長に報告しなければならない。

(指名停止等の通知)

第9条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第2号、様式第3号又は様式第4号により通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 総務課長は、町長が第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5号、様式第6号又は様式第7号により、課長等に対し遅滞なく通知するものとする。

4 課長等は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、様式第8号により当該指名停止に係る有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 随意契約の相手方の選定について権限を有するものは、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 課長等は、指名停止期間中の有資格業者が町工事の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止にならない事由に関する措置)

第12条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第13条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行った当該有資格業者について、公表するものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 措置の原因となる事実又は行為が平成26年3月31日以前に発生したものについては、従前の例による。

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イに掲げる者が町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店及び営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の使用人でアに掲げる以外の者（以下「人」という。）</p> <p>2 次のア、イに掲げる者が川崎町内の町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p> <p>3 次のア、イに掲げる者が川崎町外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>15ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>12ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>15ヶ月以上18ヶ月以内 12ヶ月以上15ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9ヶ月以上12ヶ月以内 6ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 町工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 町内における工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（4号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（4号及び5号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 12ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(談合及び競売入札妨害)</p> <p>7 町工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>8 町内における工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12ヶ月以上18ヶ月以内</p>
<p>9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号及び8号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>（暴力団等） 10 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等（暴力団及び暴力団関係者）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヶ月以上</p>
<p>11 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9ヶ月以上</p>
<p>12 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9ヶ月以上</p>
<p>13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月以上</p>
<p>（建設業法違反行為） 14 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>ア 指示処分を受けたとき</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>イ 営業停止処分を受けたとき</p>	<p>当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>ア 業務に関し、法令に違反したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>イ 町工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと町長が認めたとき。</p> <p>ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。</p> <p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>17 町工事に当たり、一括下請負の事実があったと町長が認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p>

